◇**営業届出業種の設定について** (R2.3.31 付け薬生食監発 0331 第 2 号)より抜粋

# 要届出業種(29業種)

業種	各業種の範囲	業種の説明	
		業権の説明 鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕	
1 魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	無介類販売業(包装済みの魚介類のみの 販売)	新庶月類を守ら合語さ表に入れられた仏感で仕   入れ、そのまま販売する営業をいう。	
2 食肉販売業(包装済みの食肉の みの販売)	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する営業をいう。	
3 乳類販売業	乳類販売業	直接飲用に供される牛乳、山羊乳若しくは乳飲料(保存性のある容器に入れ、摂氏 115 度以上で 15 分間以上加熱殺菌したもの(注1)を除く。)又は乳を主要原料とするクリームを販売する営業をいう。 なお、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和 26 年厚生省令第 52 号)別表二中(二)の(1)の3のa中に規定する常温保存可能品(いわゆるロングライフ牛乳等(注2))の販売も含まれる。また、上記「牛乳」には、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳も含まれる。 注1 例: 缶入り等の乳飲料注2 容器包装に「常温保存可能品」と表示されているもののうち、牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、無脂肪牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及び乳飲料に限る。	
4 氷雪販売業	氷雪販売業	主として氷雪を仕入れて、販売する営業をいう。 ただし、氷雪を製造して、販売する営業は「氷 雪製造業」に分類されるため、許可の取得が必 要。	
5 コップ式自動販売機(自動洗浄・ 屋内設置)	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設 置)	調理の機能を有する自動販売機(容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するもの)により食品を調理し、調理された食品を販売する営業をいう。	
6 弁当販売業	弁当販売業	主として弁当を小売する営業をいう。ただし、 客の注文によって調理し、提供(持ち帰り又は 配達)する営業は、「飲食店営業」に分類される ため、許可の取得が必要。	
7 野菜果物販売業	果実卸売業	主として果実を卸売する営業をいう。	
	果実小売業	主として果実を小売する営業をいう。	
	野菜卸売業	主として野菜を卸売する営業をいう。	
	野菜小売業	主として野菜を小売する営業をいう。	
8 米穀類販売業	雑穀・豆類卸売業	主として雑穀及び豆類を卸売する営業をいう。	
	米穀類小売業	主として米麦、雑穀及び豆類を小売する営業を いう。	
	米麦卸売業	主として米及び麦を卸売する営業をいう。	
9 通信販売・訪問販売による販売業	無店舗小売業(飲食料小売)	無店舗により、飲食料品を小売する営業をいう。 インターネットや通信販売のように、店頭にて 客が直接食品を購入するための販売設備がな く、倉庫等で事業者が直接食品を取扱う場合を いう。当該事業者が、伝票のみを取扱う場合は 営業届出は不要。ただし、店舗によるものは「そ の他の食料・飲料販売業」に分類される。	
10 コンビニエンスストア	コンビニエンスストア(飲食料品を中心 とするものに限る。)	主として飲食料品を中心とした各種最寄り品を セルフサービス方式で小売する営業で、店舗の 規模が小さい営業をいう。	
11 百貨店、総合スーパー	百貨店、総合スーパー	各種の商品を小売する営業で、その営業の性格 上、いずれが主たる販売商品であるかが判別で きない営業のものをいう。	
12 自動販売機による販売業(5 コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる自動販売機を除く)	自動販売機による販売業(5 コップ式自動 販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許 可の対象となる自動販売機を除く。)	自動販売機により食品を販売する営業をいう。 (5 コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置) 及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	

東子小売業			
カー・   カー	13 その他の食料・飲料販売業	菓子・パン類卸売業	主として菓子及びパン類を卸売する営業をいう。
放料加売業		菓子小売業	主として菓子類及びあめ類を小売する営業をい う。主としてパン類を小売する営業は「パン小 売業」に分類される。
放料小売業 集として高額及び早乳以外の飲料を小売する営業をいう。   放射小売業 集として高額及び早乳以外の飲料を小売する営業をいう。   交換の小売業 まという。   交換の小売業 まという。   交換の小売車 まという。   交換の小売車 まという。   交換の小売車 まという。   交換の小売車 まという。   交換の外売車 を終めいう。   当まといて課題が削売する営業をいう。   交換の売車 まといて課題が削売する営業をいう。   交換の売車 まといて課題の要売する営業をいう。   交換の売車 まという。   交換の売車 まという。   交換の売車 まという。   交換の売車 まという。   交換の売車 を持ちいう。   交換の売車 まという。   交換の売車 を持ちいう。   交換の売車 を発をいう。   交換の売車 を発をいう。   交換の売車 を発をいう。   交換の売車 を発をいう。   交換の売車 を発をいう。   交換の売車 を発をいう。   交換の表面を削りの表面を削りの表面を削りの表面を削りつまる   全として側に分類されない飲食料品を小売する 営業をいう。   交換をいう。   交換をいる。   交換をいる。   交換をいる。   交換をいる   を対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを対しを		パン小売業	主として食パン、コッペパン、菓子パン等のパン類を小売する営業をいう。
売売		飲料卸売業	主として酒類及び牛乳以外の飲料を卸売する営業 をいう。
総物・売業		飲料小売業	主として酒類及び牛乳以外の飲料を小売する営 業をいう。
茶類印売業		乾物卸売業	主として水産物及び農産物の乾物を卸売する営業 業をいう。
ア、コーヒー等)を創売する営業をいう。		乾物小売業	主として水産物及び農産物の乾物を小売する営 業をいう。
ア、コーヒー等)を小売する営業をいう。		茶類卸売業	主として茶(緑茶、紅茶等)及び類似品(ココア、コーヒー等)を卸売する営業をいう。
		茶類小売業	主として茶(緑茶、紅茶等)及び類似品(ココア、コーヒー等)を小売する営業をいう。
刊製品販売業   主として乳製品を販売する営業をいう。ただし、「乳類販売業   豆腐・かまぼこ等加工食品小売業   主として国限、こかは、活物、かまぼこ、方くわ等の加工食品を小売する営業をいう。   主として料理品(製造された折話料理、そうざい等)を小売する営業をいう。 ただし、客の立立によって調理し、提供(持ち帰り又は配達)する営業は、いまって調理が必要。   一世の他の食料・飲料即売業   主として砂を販売する営業をいう。   一世の他の食料・飲料即売業   主として砂を販売する営業をいう。   全種食料品小売業   主として砂を販売する営業をいう。   全種食料品小売業   主として他に分類されない食料及び飲料を卸売する営業をいう。   全種食料品小売業   主として他に分類されない飲食料品を一括して一施設で小売する営業をいう。   全種食料品を一括して一施設で小売する営業をいう。   全世の他の無畜産物・水産物助売業   主として他に分類されない飲食料品を小売する営業をいう。   全型して他に分類されない飲食料品を小売する営業をいう。   全型して他に分類されない飲食料品を小売する営業をいう。   主としてを確食料品を一括して一施設で小売する営業をいう。   全して各種食料品を一括して一施設で小売する営業をいう。   全型して他に分類されない飲食料品を小売する営業をいう。   主として、添加物、添加物要剤の製造又は加工を行う営業をいり。 ただし、決意 13 条第 1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)   15 いわゆる健康食品の製造・加工業   本型・カービー製造・加工業   大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大		酒類卸売業	主として酒類を卸売する営業をいう。
現現販売業  に分類される営業は除く。   豆腐・かまぼこ噂加工食品小売業   主として国際、こんにゃく、納豆、酒物、かまで、		酒小売業	主として酒を小売する営業をいう。
日本の名の関係を表しています。   日本の名の関係を含まれています。   日本の名の主ない。   日本の名の主ないます。   日本の名の		乳製品販売業	
い等)を小売する営業をいう。ただし、客の注 文によって調理し、提供(持ち帰り又は配達) する営業は、「飲食店営業」に分類されるため、 許可の取得が必要。  卵販売業  ・世として卵を販売する営業をいう。  ・主として卵を販売する営業をいう。  ・を他の食料・飲料卸売業 ・主として他に分類されない食料及び飲料を卸売する営業をいう。  ・各種食料品小売業 ・世に分類されない飲食料品小売業 ・主として他に分類されない飲食料品を一括して一施設で小売する営業をいう。  ・その他の農畜産物・水産物卸売業 ・主として他に分類されない飲食料品を小売する営業をいう。  ・その他の農畜産物・水産物卸売業 ・主として他に分類されない職畜産物及び水産物を割売する営業をいう。  ・その他の農畜産物・水産物卸売業 ・主として他に分類されない職畜産物及び水産物を割売する営業をいう。  ・まとして他に分類されない職畜産物及び水産物を割売する営業をいう。  ・まとして他に分類されない職畜産物及び水産物を割売する営業をいう。  ・まとしてに分類されない職畜産物及び水産物を割売する営業をいう。  ・まとしてに分類されない職畜産物及び水産物を割売する営業をいう。  ・まとして、添加物、添加物製剤の製造又は加工を行う選挙をいう。ただし、法第・13 条第・1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)  15 いわゆる健康食品の製造業 ・いわゆる健康食品の製造業 ・主としていわゆる健康食品を製造又は加工する営業をいう。  はたいわゆる健康食品を製造では加工する営業をいう。  ・まとしてコーヒー生豆を焙煎、粉砕して荒びき、コーヒー製造・加工業 ・主としての分割されない調味料を製造する営業をいう。  ・まとして食用を製造のは加工する営業をいう。  ・まとして食用を製造のは加工する営業をいう。  ・などう糖・水あめ・異性化糖製造業 ・主として配く分類にもないう。 ・まとして同かる登集を加入の、コーヒー製造をいる。  ・などう糖・水あめ・異性化糖製造業 ・主として応分類されない調味料を製造又は加工する営業をいう。 ・などう糖・水あめ・異性化糖製造業 ・まとして源入した租糖を精製して、砂糖の製造 又は加工する営業をいう。 ・なめ、異性化糖等を製造 又は加工する営業をいう。 ・なめ、異性化糖等を製造 又は加工する営業をいう。 ・ないこの機精製業 ・主として原うは加工する営業をいう。 ・などう糖・水あめ、異性化糖等を製造 又は加工する営業をいう。 ・ないこの機構製業 ・おとして源入した租糖を精製して、砂糖の製造 フは加工する営業をいう。 ・ないこの機構製造・力は、ない、異性化糖等を製造 の、機精製業 ・おいこの機能を製造する営業もよう類に含まれる。 ・ないこの機能を製造する営業もよう類に含まれる。 ・ないこの機能を製造する営業もよう類に含まれる。 ・ないこの機能を製造する営業もよう類に含まれる。 ・などりに、ないこの機能を表した。・ないこの機能を表しため、・ないこの機能を表した。・ないこの機能を表しため、・ないこのに表しため、・ないこのには、ないこのには、またいこのには、ないこのには、ないこのには、ないこのには、ないこのには、ないこのには、ないこのには、ないこのには、ないこのには、ないこのには、ないこのには、ないこのには、ないこのには、ないこのには、ないこのには、ないには、ないこのには、ないには、ないこのには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ない		豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	主として豆腐、こんにゃく、納豆、漬物、かま ぼこ、ちくわ等の加工食品を小売する営業をい う。
砂糖・味そ・しょう油卸売業		料理品小売業	する営業は、「飲食店営業」に分類されるため、
一学業をいう。   その他の食料・飲料卸売業   主として他に分類されない食料及び飲料を卸売する営業をいう。   各種食料品小売業   主として各種食料品を一括して一施設で小売する営業をいう。   他に分類されない飲食料品小売業   主として他に分類されない飲食料品を小売する営業をいう。   その他の農畜産物・水産物卸売業   主として他に分類されない飲食料品を小売する営業をいう。   その他の農畜産物・水産物卸売業   主として他に分類されない農畜産物及び水産物を卸売する営業をいう。   主として他に分類されない農畜産物及び水産物を卸売する営業をいう。   主として他に分類されない農畜産物及び水産物を卸売する営業をいう。   主として、添加物・添加物製剤の製造又は加工を行う営業をいう。ただし、法第・13 条第・1項の規定により規格が定められた添加物及び添加物製剤は除く。   いわゆる健康食品の製造・加工業   いわゆる健康食品の製造業   主としていわゆる健康食品を製造又は加工する営業をいう。   主としていわゆる健康食品を製造又は加工する営業をいう。   主としてコーヒー生豆を焙煎、粉砕して荒びき型という。   立として実実及び野菜を原料として保存食料品製造を除く。   2 として国業及び野菜を原料として保存食料品を製造又は加工する営業をいう。   18 調味料製造・加工業   食酢製造業   主として食酢を製造又は加工する営業をいう。   まとして食酢を製造又は加工する営業をいう。   を製造業という。   まとして過ぎまないう。   まとして過ぎまないう。   での他の調味料製造業   主としての調味料を製造又は加工する営業をいう。   砂糖精製業   主として派さう糖、水あめ、異性化糖等を製造又は加工する営業をいう。   砂糖精製業   主として脳もして、砂糖の製造又は加工する営業をいう。   野糖料製業   主として調入した相糖を精製して、砂糖の製造又は加工する営業をいう。   「現地工する営業をいう。   「現地工する営業をいう。   「現地工する営業をいう。   日本に対する営業をいう。   日本に対する営業をいる。   日本に対する営業をいる。   日本に対する営業をいる。   日本に対する営業をいる。   日本に対する営業をいる。   日本に対する営業をいる。   日本に対する営業をいる。   日本に対する営業をいる。   日本に対する対する営業をいる。   日本に対する営業をいる。   日本に対する関係を対する営業をいる。   日本に対する営業をいる。   日本に対する対するといる。   日本に対するといる。   日本に対するといる。   日本に対するといる。   日本に対するといる。   日本に対するといる。   日本に対するといる。   日本に対するといる。   日本に対するといる。   日本に対するといる。   日本に対する。   日本に対するといる。   日本に対する。   日本		卵販売業	主として卵を販売する営業をいう。
2 日本会社   14 添加物製造・加工業 (法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)		砂糖・味そ・しょう油卸売業	主として砂糖類、みそ及びしょうゆを卸売する 営業をいう。
他に分類されない飲食料品小売業   主として他に分類されない飲食料品を小売する   営業をいう。   その他の農畜産物・水産物卸売業   主として他に分類されない農畜産物及び水産物を卸売する営業をいう。   14 添加物製造・加工業 (法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)   おり規格が定められた添加物の製造を除く。)   おり規格が定められた添加物の製造を除く。)   おり規格が定められた添加物の製造を除く。)   いわゆる健康食品の製造・加工業   立していたがあります。   主として、添加物、添加物製剤の製造又は加工する営業をいう。 ただし、法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物及び添加物製剤は除く。   まとしていわゆる健康食品を製造又は加工する営業をいう。   主としていわゆる健康食品を製造又は加工する営業をいう。   主としてコーヒー生豆を焙煎、粉砕して荒びき コーヒー製造・加工業   農産保存食料品製造業   主としてコーヒー生豆を焙煎、粉砕して荒びき コーヒー製造を除く。)   主として果実及び野菜を原料として保存食料品製造業   主として果実及び野菜を原料として保存食料品を製造又は加工する営業をいう。   その他の調味料製造業   主として食酢を製造又は加工する営業をいう。   その他の調味料製造業   主として成野されない調味料を製造又は加工する営業をいう。   まとして派どう糖、水あめ、異性化糖等を製造又は加工する営業をいう。   ・ まとして派どう糖、水あめ、異性化糖等を製造又は加工する営業をいう。   ・ まとして原入した粗糖を精製して、砂糖の製造 又は加工する営業をいう。   調入した糖みつを加工処理して砂糖を製造する営業も本分類に含まれる。		その他の食料・飲料卸売業	主として他に分類されない食料及び飲料を卸売 する営業をいう。
営業をいう。   その他の農畜産物・水産物卸売業   主として他に分類されない農畜産物及び水産物を卸売する営業をいう。   主として、添加物、製剤の製造又は加工を行う営業をいう。   主として、添加物、製剤の製造又は加工を行う営業をいう。   ただし、法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)   いわゆる健康食品の製造・加工業   にわゆる健康食品の製造・加工業   立していわゆる健康食品を製造又は加工する営業をいう。   立していわゆる健康食品を製造又は加工する営業をいう。   立していわゆる健康食品を製造又は加工する営業をいう。   立していたりのも健康食品を製造又は加工する営業をいう。   立して、受力を原料として保存食料品製造・加工業   食酢製造業   主として、果実及び野菜を原料として保存食料品製造、加工する営業をいう。   主として、果実及び野菜を原料として保存食料品製造業   主として、果実及び野菜を原料として保存食料品製造   主として、果実及び野菜を原料として保存食料品を製造又は加工する営業をいう。   こまして、食酢を製造又は加工する営業をいう。   全して、食酢を製造又は加工する営業をいう。   全の他の調味料製造業   主として、食酢を製造又は加工する営業をいう。   主として、水あめ、異性化糖等を製造、な加工する営業をいう。   でおり、水どう糖・水あめ・異性化糖製造業   主として、水の砂、異性化糖等を製造、な加工する営業をいう。   でおり、おり、おり、おり、おり、は加工する営業をいう。   では加工する営業をいう。   では加工する営業をいう。   では加工する営業をいう。   では加工する営業をいう。   では加工する営業をいう。   では加工する営業をいう。   では加工する営業をいう。   では加工する営業をいう。   では加工する営業をいう。   は加工する営業をいう。   では加工する営業をいう。   では加工する営業をいう。   では加工する営業をいう。   では、水の製造   なが、水の砂・異性の砂糖を製造する営業も本分類に含まれる。   では加工する営業をいう。   では加工する営業をいる。   では加工する営業をいる。   では加工する営業をいる。   では加工する営業をいる。   では加工する管験を対象を対した。   では加工する営業をいる。   では加工する営業をいる。   では加工する営業をいる。   では加工する営業をいる。   では加工する営業をいる。   では加工する営業をいる。   では加工する営業をいる。   では、 は、 は		各種食料品小売業	主として各種食料品を一括して一施設で小売する営業をいう。
14 添加物製造・加工業 (法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)   添加物製造業(法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)   まとして、添加物、添加物製剤の製造又は加工を行う営業をいう。ただし、法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物及び添加物製剤は除く。   まとしていわゆる健康食品を製造又は加工する営業をいう。   主としていわゆる健康食品を製造又は加工する営業をいう。   主としてコーヒー生豆を焙煎、粉砕して荒びきコーヒー又はインスタントコーヒーを製造又は加工する営業をいう。   まとしてコーヒー生豆を焙煎、粉砕して荒びきコーヒー又はインスタントコーヒーを製造又は加工する営業をいう。   まとして果実及び野菜を原料として保存食料品製造・加工業   食酢製造業   主として食酢を製造又は加工する営業をいう。   まとして食酢を製造又は加工する営業をいう。   その他の調味料製造業   主として食酢を製造又は加工する営業をいう。   まとして食酢を製造又は加工する営業をいう。   まとして食酢を製造では加工する営業をいう。   まとして間入りない調味料を製造又は加工する営業をいう。   まとして間入りた動きないう。   まとして「購入した相様を製造では加工する営業をいう。   まとして購入した相様を製造では加工する営業をいう。   まとして購入した相様を製造では加工する営業をいう。   まとして購入した相様を製造では加工する営業をいう。   まとして購入した相様を製造では加工する営業をいう。   まとして購入した相様を製造では加工する営業をいう。   まとして購入した相様を製造できまれる。   ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		他に分類されない飲食料品小売業	主として他に分類されない飲食料品を小売する 営業をいう。
条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)  15 いわゆる健康食品の製造・加工業  16 コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)  17 農産保存食料品製造・加工業  18 調味料製造・加工業  2 食酢製造業  2 全の他の調味料製造業  2 主として知りなりで、大変をいう。  2 を製造又は加工する営業をいう。  2 を製造又は加工する営業をいう。  3 を製造又は加工する営業をいう。  4 主として果実及び野菜を原料として保存食料品製造業  2 主として果実及び野菜を原料として保存食料品製造業  3 を製造又は加工する営業をいう。  4 を製造又は加工する営業をいう。  5 を製造又は加工する営業をいう。  5 を製造又は加工する営業をいう。  6 酢製造業  2 を製造又は加工する営業をいう。  5 として食酢を製造又は加工する営業をいう。  5 として食酢を製造又は加工する営業をいう。  5 として食酢を製造又は加工する営業をいう。  6 酢製造業  2 としての発されない調味料を製造又は加工する営業をいう。  5 としてが残されない調味料を製造又は加工する営業をいう。  6 かわれるいまでは、水あめ、異性化糖等を製造又は加工する営業をいう。  7 を製造又は加工する営業をいう。  8 主としてが残されない調味料を製造又は加工する営業をいう。  9 糖類製造・加工業  2 を製造又は加工する営業をいう。  5 としてが残されない調味料を製造では加工する営業をいう。  6 かおり、異性化糖等を製造では加工する営業をいう。  6 かおり、現まが見いまする営業をいる。  6 かおり、現まが見いまする営業をいる。  6 かおり、現まが見いまする営業をいる。  6 かおり、現まが見いまする営業をいる。  6 かおり、またが見いまする営業をいる。  6 かおり、またが見いまする営業をいる。  6 かおり、またが見いまする営業をいる。  6 かおり、またが見いまする営業をいる。  6 かおり、またが見いまする営業をいる。  6 かおり、またが見いまする営業をいる。  7 かおり、またが見いまする営業をいる。  7 かおり、またが見いまする営業をいる。  7 かおり、またが見いまする営業をいる。  8 かおり、またが見いまする営業をいる。  8 かおり、またが見いまする営業をいる。  8 かおり、またが見いまする営業をいる。  8 かおり、またが見いまする営業をいる。  8 かより、またが見いまする営業をいる。  8 かより、またが見いまする営業をいる。  8 かより、またが見いまするどのように対しまする		その他の農畜産物・水産物卸売業	
第	条第1項の規定により規格が定め	より規格が定められた添加物の製造を除	主として、添加物、添加物製剤の製造又は加工を行う営業をいう。ただし、法第 13 条第1項の規定により規格が定められた添加物及び添加物製剤は除く。
製造を除く。)		いわゆる健康食品の製造業	主としていわゆる健康食品を製造又は加工する 営業をいう。
たまれる   たままな   たままなな   たままなな   たままなな   たままなな   たままなな   たままな   たままなな   たままななな   たままなな   たままなな   たままなな   たままなな   たままなな   たままなな   たままなな   たままなな   たまなな   たまななな   たまななな   たまななな   たまなななな   たまななな   たまななな   たまなな   たまなな		コーヒー製造業(清涼飲料を除く。)	主としてコーヒー生豆を焙煎、粉砕して荒びき コーヒー又はインスタントコーヒーを製造又は 加工する営業をいう。
その他の調味料製造業   主として他に分類されない調味料を製造又は加工する営業をいう。	17 農産保存食料品製造・加工業	農産保存食料品製造業	主として果実及び野菜を原料として保存食料品 を製造又は加工する営業をいう。
その他の調味料製造業   主として他に分類されない調味料を製造又は加工する営業をいう。	18 調味料製造・加工業	食酢製造業	主として食酢を製造又は加工する営業をいう。
マは加工する営業をいう。         砂糖精製業       主として購入した粗糖を精製して、砂糖の製造 又は加工する営業をいう。購入した糖みつを加 工処理して砂糖を製造する営業も本分類に含ま れる。		その他の調味料製造業	主として他に分類されない調味料を製造又は加 工する営業をいう。
又は加工する営業をいう。購入した糖みつを加工処理して砂糖を製造する営業も本分類に含まれる。	19 糖類製造・加工業	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	主としてぶどう糖、水あめ、異性化糖等を製造 又は加工する営業をいう。
砂糖製造業(砂糖精製業を除く。) 主として甘味資源作物を原料として、砂糖を製		砂糖精製業	主として購入した粗糖を精製して、砂糖の製造 又は加工する営業をいう。購入した糖みつを加 工処理して砂糖を製造する営業も本分類に含ま れる。
		砂糖製造業(砂糖精製業を除く。)	主として甘味資源作物を原料として、砂糖を製

清米・精麦業   主として米穀のとう精や大麦、裸麦の精穀を行う営業をいう。   21 製茶業   主として穀粉 (小麦粉を除く。) を製造又は加工する営業をいう。主な製品は、米粉、大豆粉、 では粉、その他の精殺・製粉業   主として穀粉 (小麦粉を除く。) を製造又は加工する営業をいう。主な製品は、米粉、大豆粉、 では外、その他の穀粉である。 またり、その他の穀粉である。 をいう。			造又は加工する営業をいう。購入した粗糖を精製して砂糖を製造する営業は「砂糖精製業」に 分類される。
その他の精報・製粉業   芸として教物で除く。)を製造又は加工する営業をいう。 主な製品は、米粉、大豆粉、そば粉、とうもろこし粉、その他の穀粉である。 という。 主な製品は、米粉、大豆粉、そば粉、とうもろこし粉、その他の穀粉である。 まとして購入した茶生葉又は荒茶を主原料にして、荒茶又は仕上げ茶を製造又は加工する営業をいう。 という。 と製造又は加工する営業をいう。 とりを製造又は加工する営業をいう。 とりを製造又は加工する営業をいう。 を製造又は加工する営業をいう。 を製造又は加工する営業をいう。 を製造又は加工する営業をいう。 を製造又は加工する営業をいう。 を製造又は加工する営業をいう。 でんぶん製造業	20 精穀・製粉業	小麦粉製造業	主として小麦粉を製造又は加工する営業をいう。
21 製茶業		精米・精麦業	主として米穀のとう精や大麦、裸麦の精穀を行う営業をいう。
て、荒茶又は仕上げ茶を製造又は加工する営業をいう。  22 海藻製造・加工業		その他の精穀・製粉業	する営業をいう。主な製品は、米粉、大豆粉、
含む。) を製造又は加工する営業をいう。   23 卵選別包装業   主として卵の選別又は包装を行う営業をいう。   24 その他の食料品製造・加工業   でんぷん製造業   主としてかんしょ、ばれいしょ等からでんぷんを製造又は加工する営業をいう。   主として商募原料(商募粉)製造業   主として商募原料(商募粉)を製造又は加工する営業をいう。   也に分類されない食料品製造業   主として他に分類されない各種食料品の製造又は加工する営業をいう。   也に分類されない各種食料品の製造又は加工する営業をいう。   古舗を持たず、菓子、アイスクリーム類、魚介類及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類、そうざい等を移動して販売する営業をいう。   として機能的に不特定又は多数の者に食品を提供する施設をいう。   営業以外の場合で、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を提供する施設をいう。   ことして器具又は容器包装(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)   器具、容器包装の製造、加工に限る。)   器店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの   飲食提供行為のうち、営業とはみなされないもの   飲食提供行為のうち、営業とはみなされないもの   飲食提供行為のうち、営業とはみなされないもの   飲食提供行為の同居出)   飲食提供行為の同居出)   飲食提供行為の同居出)	21 製茶業	製茶業	て、荒茶又は仕上げ茶を製造又は加工する営業 をいう。
24 その他の食料品製造・加工業	22 海藻製造・加工業	海藻加工業	主として海藻を原料として海藻加工品(寒天を 含む。)を製造又は加工する営業をいう。
を製造又は加工する営業をいう。	23 卵選別包装業	卵選別包装業	主として卵の選別又は包装を行う営業をいう。
25 行商	24 その他の食料品製造・加工業	でんぷん製造業	主としてかんしょ、ばれいしょ等からでんぷん を製造又は加工する営業をいう。
は加工する営業をいう。   は加工する営業をいう。   に舗を持たず、菓子、アイスクリーム類、魚介類及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類、そうざい等を移動して販売する営業をいう。   営業以外の場合で、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を提供する施設をいう。   これに製具では容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)   これに限る。		蒟蒻原料(蒟蒻粉)製造業	主として蒟蒻原料(蒟蒻粉)を製造又は加工する営業をいう。
類及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当 類、ゆでめん類、そうざい等を移動して販売す る営業をいう。 26 集団給食施設		他に分類されない食料品製造業	は加工する営業をいう。
おいて継続的に不特定又は多数の者に食品を提供する施設をいう。  27 器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造 ないてという。	25 行商	行商	類及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当 類、ゆでめん類、そうざい等を移動して販売す
(合成樹脂が使用された器具又は容器包装に限る。)の製造又は加工を器包装の製造、加工に限る。)。製造又は加工を器包装の製造、加工に限る。)。 28 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの かをいう。(任意の届出) かをいう。(任意の届出)	26 集団給食施設	集団給食施設	営業以外の場合で、学校、病院その他の施設に おいて継続的に不特定又は多数の者に食品を提供する施設をいう。
の提供のうち、営業とみなされな うち、営業とみなされないもの いもの のをいう。(任意の届出)	(合成樹脂が使用された器具又は	器具、容器包装の製造	を行う営業をいう。
20.7.0.世 2.0.世	の提供のうち、営業とみなされな		飲食提供行為のうち、営業とはみなされないものをいう。(任意の届出)
29 その他	29 その他	その他	その他

1~13 販売業 14~24 製造・加工業

## ◇食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について

(R元.12.27付け生食発1227第2号)より抜粋

#### 第2 営業届出に関する事項

# 1 営業届出制度の概要等

今般の改正では、わが国の衛生管理水準の底上げのため、HACCPに沿った衛生管理が制度化され、原則として全ての営業者に HACCPに沿った衛生管理を求めることとなった(法第51条第2項関係)。

これに伴い、営業許可の対象となる営業以外のものであっても、公衆衛生に与える影響が少ないものとして政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除き、行政がその所在を把握し、必要な指導を行っていく必要がある。 このことから、営業許可業種以外の一定の営業者を対象として、営業届出の制度を創設したこと(法第 57 条関係)。

営業届出の対象となる業種に関しては、従前の営業許可業種であったものから届出対象業種に移行する乳類 販売業等を除いて、地方自治体において十分に把握がなされていないものも多数存在するところであることか ら、事業者団体等との連携等を通じて、届出対象となる営業者の把握を行い、制度の周知に努められたいこと。

#### 2 営業届出制度の運用上の留意点

ア 法第 68 条第 3 項に規定する営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する集団給食施設の設置者又は管理者については、飲食店営業の営業者と同じく HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を行うものであることから、営業届出の対象とすること(法第 68 条第 3 項、施行規則第 66 条の 3 第 1 号関係)。ただし、これら施設が外部事業者に調理業務を委託している場合、受託事業者は通常の営業者と同様に飲食店営業の許可を受けなければならないこと。なお、集団給食施設のうち、1回の提供食数が 20 食程度未満の、少数特定の者に食品を供与する営業以外の施設については届出を不要とするが、必要に応じて衛生管理について指導を行われたいこと。

地域の催事や学園祭等のイベントのほか、いわゆる子ども食堂等における飲食提供行為のうち、営業とは

見なされないものについては届出も不要であるが、そのような飲食の提供実態を把握し、必要に応じて適切な衛生指導等を実施できるよう、地域の実情を踏まえ、任意の届出を可能とすることなどを検討されたいこと。

- イ 野菜果実販売業は営業届出の対象とするが、当該営業者が野菜果実販売業の営業に附帯的に行う以下の簡易 な食品の加工及び簡易な包装(密封包装でないものに限る。)による販売(販売当日中に消費する又は使い切 ることを想定したもの)も含まれ得ること。
  - (1) 丸のままの農産物の単純な調理(焼き芋・蒸かし芋、焼きトウモロコシ・茹でトウモロコシ、焼き栗、ボイル竹の子等)。
  - (2) 調理のための下処理(玉ねぎの皮剥き、ごぼうのささがき、人参の千切り、カボチャのスライス等)
  - (3) 野菜・果実のカット(大根の2分の1カット、スイカのカット、パイナップルのスライス等)
  - (4) 野菜の塩漬け・ぬか漬け(調味液等に短時日漬け込み、低温管理を必要とする浅漬けは含まれない。)
- ウ 添加物及び添加物製剤 (第13条第1項の規定により規格が定められたものを除く。)の製造、小分けを行う営業については、営業届出の対象とすること。
- 工 器具又は容器包装(施行令第1条に規定する材質の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。)の製造をする営業については、営業届出の対象とすること。なお、これらの営業者は、先行通知の別添中の第1の2の3の口(1)iiiにおいて示した営業者と同一の範囲であること。
- オ 食品衛生法上の「営業」でないことから営業許可及び届出の対象とならない業種について
- (1) 漁業者及び漁業者団体が出荷前に実施する活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍、乾燥、素干し、 撒塩等の魚介類及び藻類の調整行為は、法第4条第7項に規定する**採取業**として取り扱うこと。 (例)
  - うに(殻割り、身取り、洗浄)
  - 素干し品(裁割、洗浄、乾燥)
  - のり (漉き、脱水、乾燥)
  - 〇 昆布(乾燥、切断)

なお、**採取業**とは別の業として、魚介類又は藻類を原料として仕入れ、それらを調整し販売する場合、 及び店舗を設けて販売する場合は営業として取り扱うこと。

(2) 農家(生産者)及び生産者団体が行う下記の行為は、法第4条第7項に規定する**採取業**として取り扱うこと。

なお、農業における**採取業**及び法に基づく営業への該非については個別の事例を別途通知することとしていること。

- (i) 生産者団体等が出荷前に選果・選別等と一体的に実施する、皮剥き・洗浄・袋詰め・冷蔵処理・キュアリング・乾燥等の形状変化を伴わない農産物の出荷調製及びカントリーエレベーター・ライスセンター・農業倉庫における穀類の乾燥・調製・保管業務
- (ii) 農家(生産者)が行う未加工の青果物(皮剥き・洗浄等の形状変化を伴わない出荷調製を行ったものを含む。)の販売(消費者への直接販売(有人・無人の直売所、ネット通販等)を含む。)
- (iii) 農産物の簡易な加工

(例)

- 精穀(精米、精麦) (ただし、業として(請け負うなどして)行う場合は届出の対象)
- 乾燥加工・天日干し(大根の丸干し、乾燥キノコ等)
- (iv) 更なる加工のため、製造・加工業者へ販売することが前提の農産物の一次加工 (例)
  - 蜂蜜の採取
  - 粗糖の製造
  - 荒茶の生産
  - 野菜の塩蔵 (梅干原料の白梅、桜餅原料の桜葉の塩漬等)

なお、工程中で食品添加物を使用する一次加工(例:かんぴょう)は、営業届出を必要とすること。

- カ 公衆衛生に与える影響が少ない営業として営業届出の対象とならない業種について
- (1) 法第57条第1項に規定する公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で定めるものは以下のとおりであること。
  - (i) 食品又は添加物の輸入業(施行令第35条の2第1号関係)
  - ( ii ) 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(食品の冷凍又は冷蔵業を除く。)(同条第2号関係)
  - (iii) 容器包装に入れられ、又は包まれた食品又は添加物のうち、常温保存が可能なものの販売をする営業 (同条第3号関係)
  - (iv) 合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装の製造をする営業(同条第4号関係)
  - (v) 器具又は容器包装の輸入業又は販売業(同条第5号関係)
- (2)(1)に係る運用上の留意点は以下のとおりであること。
  - (ii) に関して、同条第2号の括弧書部分は「貯蔵」にのみ係るものであり、冷凍・冷蔵倉庫業については営業届出の対象となるが、冷凍・冷蔵車による営業は営業届出の対象外となること。
  - (iii)に関して、自動販売機による営業のうち、自動調理機能を有さず、常温保存可能な食品のみを取り扱うものについても同条第3号の対象となることから、営業届出を要しないこと。

### ◇農業及び水産業における食品の採取業の範囲について

(最終改正: R3.4.22 付け薬生食監発 0422 第 12 号) より抜粋

(農業) ○が採取業 採取業の範囲 備考 業種(業態)又は品目 室内での農産物の生産(レタス、もやし、きのこ等) 収穫した農産物の洗浄 屋外で生産された農産物のパック詰め(カットなし) 室内で生産された農産物のパック詰め(カットなし) 収穫後の農産物の乾燥機での乾燥 収穫後の穀類(米、麦類、豆類)の乾燥・調整・保管  $\bigcirc$ 野菜等の調製(皮剥き、根切り、下端落とし、へた取り、洗浄、袋詰め、冷蔵  $\bigcirc$ 処理、冷凍処理、キュアリング、乾燥等の形状変化を伴わない出荷調整) 野菜等の簡易な加工(4分割・8分割等した後ラップ等で包装)  $\bigcirc$ 消費の利便性のために行う調理や切断(茹で野菜、カット野菜、 × 収穫後の農林産物の保管(冷凍冷蔵を含む)及び集出荷施設までの輸送  $\bigcirc$ 農業者自ら生産したものを食品加工業者に直接販売  $\bigcirc$ 農業者の行為は出荷に当たる 農業者自ら生産したものを流通業者を通じた委託販売 農業者の行為は出荷に当たる  $\bigcirc$ 農業者自ら生産したものを未加工で直売(庭先、直売所(有人・無人)、通信販  $\bigcirc$ 農業者の行為は出荷に当たる 売など) 観光農園(収穫体験の提供)ブドウ狩り等  $\bigcirc$ (集出荷施設 卸売市場以降は営業(青果物 ~卸売) ○ 収穫した農林産物の輸送(集出荷施設〜卸売〜小売の輸送) の販売業) とみなす。ただし、 (卸売~小売 輸送業は届出は不要。 の輸送)× 卸売市場以降は営業(青果物 倉庫業(加工せず、卸売市場の販売前の冷蔵保管) の販売業)とみなす 生乳の販売(直接販売、受託販売、買取販売)  $\bigcirc$ 農業者の行為は出荷に当たる 集乳(生乳のCSにおける保管及び乳業メーカーへの輸送) 集乳業は営業許可の対象 X 業として(請け負うなどして)  $\bigcirc$ 精穀(精米、精麦等) 精穀する場合は届出の対象 業として(請け負うなどして) パック詰めする場合は届出の 精穀した穀類(米、麦等)のパック詰め  $\bigcirc$ 対象 米穀卸売業(精米を行う場合、精米を行わない場合) × 米穀小売業(精米を行う場合、精米を行わない場合) X 野菜果実販売業(八百屋)と同 生産者団体の行う農畜産物の販売(いわゆる小売) Х じ扱い ただし、容器包装に入れられ た常温で長期間保存可能な食 卸売市場内の加工品等販売(一般的な加工食品の他、 漬物、菓子等) × 品のみを販売する場合は届出 は不要。 農産物(野菜、ハーブ、果物等)の天日干し・乾燥 はさ掛け、大根の丸干し  $\bigcirc$ 乾燥キノコの生産  $\bigcirc$ ただし、農家(生産者団体を含 む)が自ら生産した農産物を 乾燥キノコの加工(スライスなど) X 原材料として使用する場合を 除く。 更なる加工のため加工業者に 一次加工(皮剥き)作業(例:柿の皮剥き(干し柿用))  $\bigcirc$ 販売することが前提 更なる加工のため加工業者に 一次加工(塩蔵)作業(例:梅干原料の白梅、桜餅原料の桜葉)  $\bigcirc$ 販売することが前提 ただし、農家(生産者団体を含 む)が自ら生産した農産物を 干し柿の製造 X 原材料として使用する場合を 除く。 ただし、農家(生産者団体を含む)が自ら生産した農産物を 干しあんずの製造 × 原材料として使用する場合を 除く。 ただし、農家(生産者団体を含 む)が自ら生産した農産物を 干し芋の製造 × 原材料として使用する場合を 除く。 ただし、農家(生産者団体を含 む)が自ら生産した農産物を 切干大根の製造 × 原材料として使用する場合を 更なる加工のため加工業者に 蜂蜜の採取  $\bigcirc$ 販売することが前提

蜂蜜の精製		
箕蛍の相表	×	파사구베포の노사베포싹耂/
粗糖の製造	0	更なる加工のため加工業者に   販売することが前提
粗糖の精製又は加工	×	
荒茶の生産	0	更なる加工のため加工業者に   販売することが前提
- 荒茶の仕上げ加工(仕上げ茶の製造)	×	AXXII 9 O C C /3 HIJAE
麦茶の製造	×	
製粉(米穀粉、そば粉)	×	
でん粉の製造・加工	×	
水煮パックの製造(例:ぜんまいの水煮等)		
	×	
製餅(白餅の製造)	×	
包装餅の製造	×	
ジャム類製造	×	
ドレッシング製造	×	
かんぴょうの製造	×	
こんにゃく粉(荒粉、製粉)の製造	×	
こんにゃく製品の製造	×	
漬物の製造	×	
(採卵養鶏業)	 ○が採取業	
業種(業態)又は品目	採取業の範囲	備考
農業者自ら採卵した卵をG P センターに販売	0	GP センターは要届出
農業者自ら採卵した卵を洗卵せず小売り店舗へ販売	0	小売店舗は要届出
農業者自ら採卵した卵を洗卵包装設備を設け洗卵し、小売店舗へ販売	×	簡易的な洗浄程度は採取業
農業者自ら採卵した卵を未加工で直売(庭先、直売所(有人·無人)、通信販売など)	0	農業者の行為は出荷に当たる
		野菜果実販売業(八百屋、スー
生産者団体の行う卵の販売(いわゆる小売)	×	パー) と同じ扱い
茹で卵	×	
(水産業)	○が採取業	
業種(業態)又は品目	採取業の範囲	備考
水産物を生きたまま出荷又は販売	0	生きた魚介類は営業対象外
水産物を生きたまま出荷又は販売 海業者が水産物を洗浄 活メ 放血 頭・内臓・鱗除去 冷蔵・冷凍等	0	生きた魚介類は営業対象外
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等	0	生きた魚介類は営業対象外
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1	0	生きた魚介類は営業対象外
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等		生きた魚介類は営業対象外
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1	0	生きた魚介類は営業対象外 採取~市場又は業者への出荷
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身	× ×	採取~市場又は業者への出荷
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身	О ×	採取~市場又は業者への出荷 までの業態においての考え方
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し	× ×	採取~市場又は業者への出荷 までの業態においての考え方 であり、漁業者には漁業者団
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身	× ×	採取~市場又は業者への出荷 までの業態においての考え方 であり、漁業者には漁業者団 体も含む。なお、〇であって
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し	× × × • • • • • • • • • • • • • • • • •	採取~市場又は業者への出荷 までの業態においての考え方 であり、漁業者には漁業者団 体も含む。なお、〇であって も、業として仕入れて行う場
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布	× ×	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚	× × × O	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚 漁業者が水産物(海藻)を出荷のために塩蔵	× × × O	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚 漁業者が水産物(海藻)を出荷のために塩蔵 例:わかめ	× × × O	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚 漁業者が水産物(海藻)を出荷のために塩蔵	× × × O	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏ま
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚 漁業者が水産物(海藻)を出荷のために塩蔵 例:わかめ	× × × O	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむき身は営業の対象
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚 漁業者が水産物(海藻)を出荷のために塩蔵 例:わかめ もずく 漁業者が水産物を釜茹で ※2	× × × O O O O O O O O O O O O O O O O O	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむき身は営業の対象 ※2 規格基準の規定等が定
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚 漁業者が水産物(海藻)を出荷のために塩蔵 例:わかめ もずく 漁業者が水産物を釜茹で ※2 例:わかめ	X X O O O O O O O O O O O O O O O O O O	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむき身は営業の対象 ※2 規格基準の規定等が定められていることを踏まえ、
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚 漁業者が水産物(海藻)を出荷のために塩蔵 例:わかめ もずく 漁業者が水産物を釜茹で ※2 例:わかめ ゆでがに	X X X O O O O O O O X	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむき身は営業の対象 ※2 規格基準の規定等が定
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚 漁業者が水産物(海藻)を出荷のために塩蔵 例:わかめ もずく 漁業者が水産物を釜茹で ※2 例:わかめ ゆでがに ゆでだこ	X X O O O O O O O O O O O O O O O O O O	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむき身は営業の対象 ※2 規格基準の規定等が定められていることを踏まえ、
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚 漁業者が水産物(海藻)を出荷のために塩蔵 例:わかめ もずく 漁業者が水産物を釜茹で ※2 例:わかめ ゆでがに	X X X O O O O O O O X	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむき身は営業の対象 ※2 規格基準の規定等が定められていることを踏まえ、
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚 漁業者が水産物(海藻)を出荷のために塩蔵 例:わかめ もずく 漁業者が水産物を釜茹で ※2 例:わかめ ゆでがに ゆでだこ 釜揚げしらす	× × × · · · · · · · · · · · · · · · · ·	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむき身は営業の対象 ※2 規格基準の規定等が定められていることを踏まえ、
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚 漁業者が水産物 (海藻)を出荷のために塩蔵 例:わかめ もずく 漁業者が水産物を釜茹で ※2 例:わかめ ゆでがに ゆでだこ 釜揚げしらす 漁業者が水産物を箱詰め及び保管をして出荷	× × × · · · · · · · · · · · · · · · · ·	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむき身は営業の対象 ※2 規格基準の規定等が定められていることを踏まえ、海藻を除き営業の対象
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚 漁業者が水産物(海藻)を出荷のために塩蔵 例:わかめ もずく 漁業者が水産物を釜茹で ※2 例:わかめ ゆでがに ゆでだこ 釜揚げしらす	× × × · · · · · · · · · · · · · · · · ·	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむき身は営業の対象 ※2 規格基準の規定等が定められていることを踏まえ、海藻を除き営業の対象
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚 漁業者が水産物 (海藻)を出荷のために塩蔵 例:わかめ もずく 漁業者が水産物を釜茹で ※2 例:わかめ ゆでがに ゆでだこ 釜揚げしらす 漁業者が水産物を箱詰め及び保管をして出荷	× × × · · · · · · · · · · · · · · · · ·	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむき身は営業の対象 ※2 規格基準の規定等が定められていることを踏まえ、海藻を除き営業の対象
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 かき以外のむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚 漁業者が水産物(海藻)を出荷のために塩蔵 例:わかめ もずく 漁業者が水産物を釜茹で ※2 例:わかめ ゆでがに ゆでだこ 釜揚げしらす 漁業者が水産物を発着詰め及び保管をして出荷 漁業者が水産物を発着、漁業者団体等に販売	× × × · · · · · · · · · · · · · · · · ·	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむき身は営業の対象 ※2 規格基準の規定等が定められていることを踏まえ、海藻を除き営業の対象
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等 漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1 例:魚の切り身 かきのむき身 漁業者が水産物を天日干し 例:昆布 干しなまこ 干し魚 漁業者が水産物(海藻)を出荷のために塩蔵 例:わかめ もずく 漁業者が水産物を釜茹で ※2 例:わかめ ゆでがに ゆでだこ 釜揚げしらす 漁業者が水産物を第者、漁業者団体等に販売 漁業者が水産物を業者、漁業者団体等に販売	X	採取~市場又は業者への出荷までの業態においての考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、〇であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむき身は営業の対象 ※2 規格基準の規定等が定められていることを調まえ、海藻を除き営業の対象